

**平成30年度
小さな拠点の形成に関する実態調査
調査結果**

平成30年9月
内閣府地方創生推進事務局

1. 調査概要

「平成30年度小さな拠点の形成に関する実態調査」概要

- 調査主体：内閣府地方創生推進事務局
- 調査時期：平成30年5月末時点における状況として、6月4日～6月25日にかけて調査
- 調査対象：全市町村
- 調査方法：都道府県を經由して、市町村に対して、市町村内の小さな拠点の形成状況等について調査。調査票をメールで送付し、都道府県においてとりまとめの上、メールで回収
- 調査項目：市町村における小さな拠点の形成数、今後の形成予定数
各小さな拠点の地区名、住所、人口、集落数、対象範囲、地域区分、地域再生計画や市町村版総合戦略への位置付け、主な拠点施設、交通ネットワーク、地域運営組織の有無、ホームページ等
- 公表方法：内閣府小さな拠点情報サイト (http://www.cao.go.jp/regional_management/) で公表（各市町村より公表可と判断されたものをリスト化し、公表）

【本調査の対象とする「小さな拠点」】

市街化区域を除く、中山間地域等において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等）やコミュニティ機能を維持・確保するため、旧町村の区域や小学校区等の集落生活圏[※]において、生活サービス機能や地域活動の拠点施設が一定程度集積・確保している施設や場所・地区・エリア

※集落生活圏：単一又は複数の集落及び周辺農用地等で構成された自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成している圏域。なお、基本的に、集落生活圏に一つの「小さな拠点」となる。

【調査結果の集計にあたっての留意点】

- 都市部のみで小さな拠点の形成が考えられない市町村については、都道府県の判断で調査依頼をしていない市町村もあるが、その場合は、小さな拠点が無いと回答があったものとみなし回答数に計上している。
- 必ずしも「小さな拠点」として明確に位置付けを与えていない場合でも、上記の定義（概念）に該当する場合は、本調査の対象としている。
- 都市計画法上の市街化区域に立地している箇所は調査対象外とした。
- 本調査の対象とする「小さな拠点」は、上記の定義（概念）に基づき市町村から回答を頂いており、地域の状況に応じて、各小さな拠点に立地する施設や交通ネットワークの有無等の施設や機能にはばらつきがある。

2. 調査結果 概要

【全体の概要】

- 回答のあった市町村のうち、**約28%の市町村にあたる496市町村**において、小さな拠点が既に形成されている
- そのうち、**市町村版総合戦略※に位置付けて取組を進めている市町村は、307市町村（約18%）**
※市町村版総合戦略：市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のこと
- 市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点の形成数は、全国で**1,069箇所**
- 前回調査（平成29年5月末時点）に比べ、**161箇所増加**
- 小さな拠点の形成箇所一覧については別紙1、2のとおり

【市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,069箇所の概要】

- 対象とする集落生活圏の範囲は、**小学校区や旧小学校区が多い**（それぞれ全体の約30%）
- 20%にあたる210箇所で地域再生計画に位置付けて、主に地方創生交付金を活用し、取組を推進
- 立地する主な施設は、バス停留所、郵便局、食料品・日用品販売店、運動施設等、飲食店、小学校の順に多い
- **都市部との公共交通は97%の箇所で形成**されており、**周辺集落との交通は83%の箇所で形成**されている
- 都市部との交通及び周辺集落との交通はともに民営路線バスが最も多い
- **84%の箇所で地域運営組織が形成**され、小さな拠点を含む集落生活圏の課題解決に取り組む

2. 調査結果 前回調査との比較

市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点について、

前回調査（908箇所：平成29年5月末時点）と比較して、217箇所^{※1}増加したことが判明。

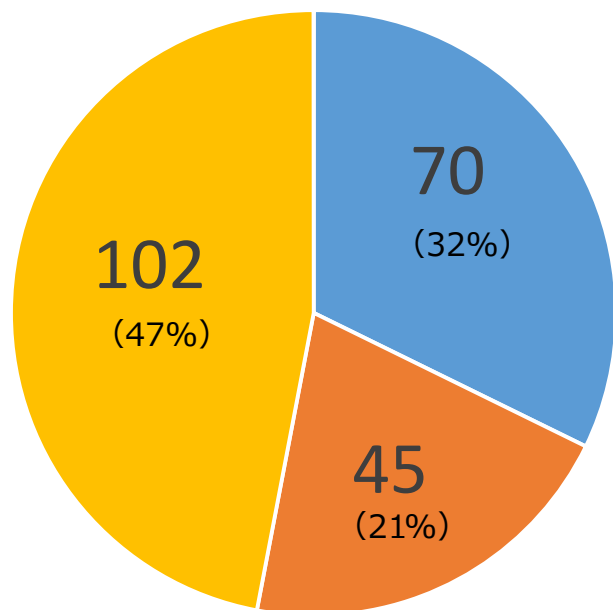
- 取組が進んだことにより小さな拠点が形成された箇所^{※2}は、70箇所（32%）
- 市町村版総合戦略の改訂に伴い新たに位置付けられた箇所^{※3}は、45箇所（21%）
- その他、今回調査で小さな拠点として新たに回答があった箇所^{※4}は、102箇所（47%）

※1：今回調査において新たに回答のあった箇所。今回調査において要件から外れた箇所があるため、今回調査の結果（1,069箇所）と前回調査の結果との差161箇所とは一致しない。

※2：前回調査において「新規予定」と回答された箇所のうち、今回調査において「形成済み」且つ「地方版総合戦略への位置付け有」と回答されたもの

※3：前回調査において「形成済み」且つ「地方版総合戦略への位置付け無」と回答された箇所のうち、今回調査において「形成済み」且つ「地方版総合戦略への位置付け有」と回答されたもの

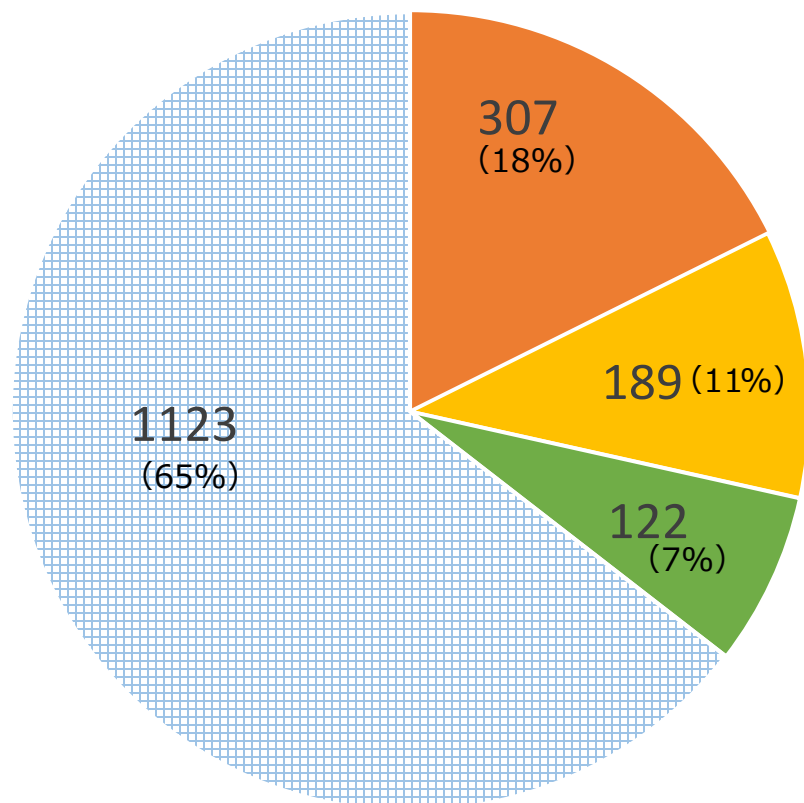
※4：前回調査において記載がなく、今回調査において「形成済み」且つ「地方版総合戦略への位置付け有」と回答されたもの



- 取組が進んだことにより小さな拠点が形成された数
- 市町村版総合戦略の改訂に伴い新たに位置付けられた箇所
- その他、今回調査において新たに回答があった箇所

2. 調査結果 回答市町村数等

- 回答市町村数：1,741市町村（回答率100%）
- 回答のあった市町村のうち、小さな拠点が既に形成されている市町村は、496市町村（28%）
- そのうち、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は、307市町村（18%）



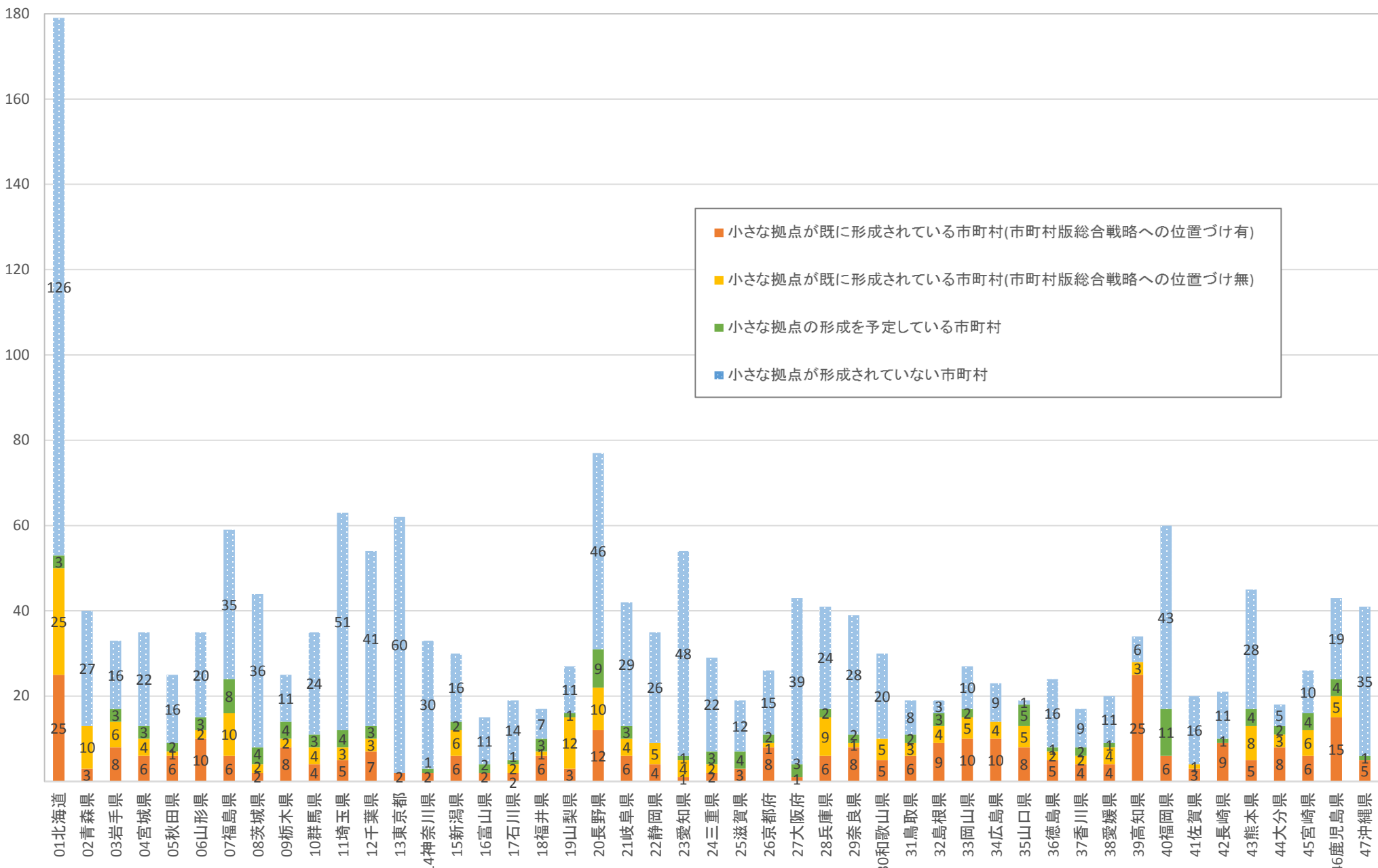
- 小さな拠点が既に形成されている市町村(市町村総合戦略への位置付け有)※1
- 小さな拠点が既に形成されている市町村(市町村総合戦略への位置付け無)
- 小さな拠点の形成を予定している市町村
- + 小さな拠点が形成されていない市町村

※1 一つの市町村内に、市町村総合戦略への位置付けがある箇所と位置付けがない箇所の両方が存在する場合は、位置付けがある市町村として計上する

※2 一つの市町村内に、小さな拠点が既に形成されてる箇所と今後形成を予定している箇所の両方が存在する場合は、小さな拠点が既に形成されている市町村として計上する

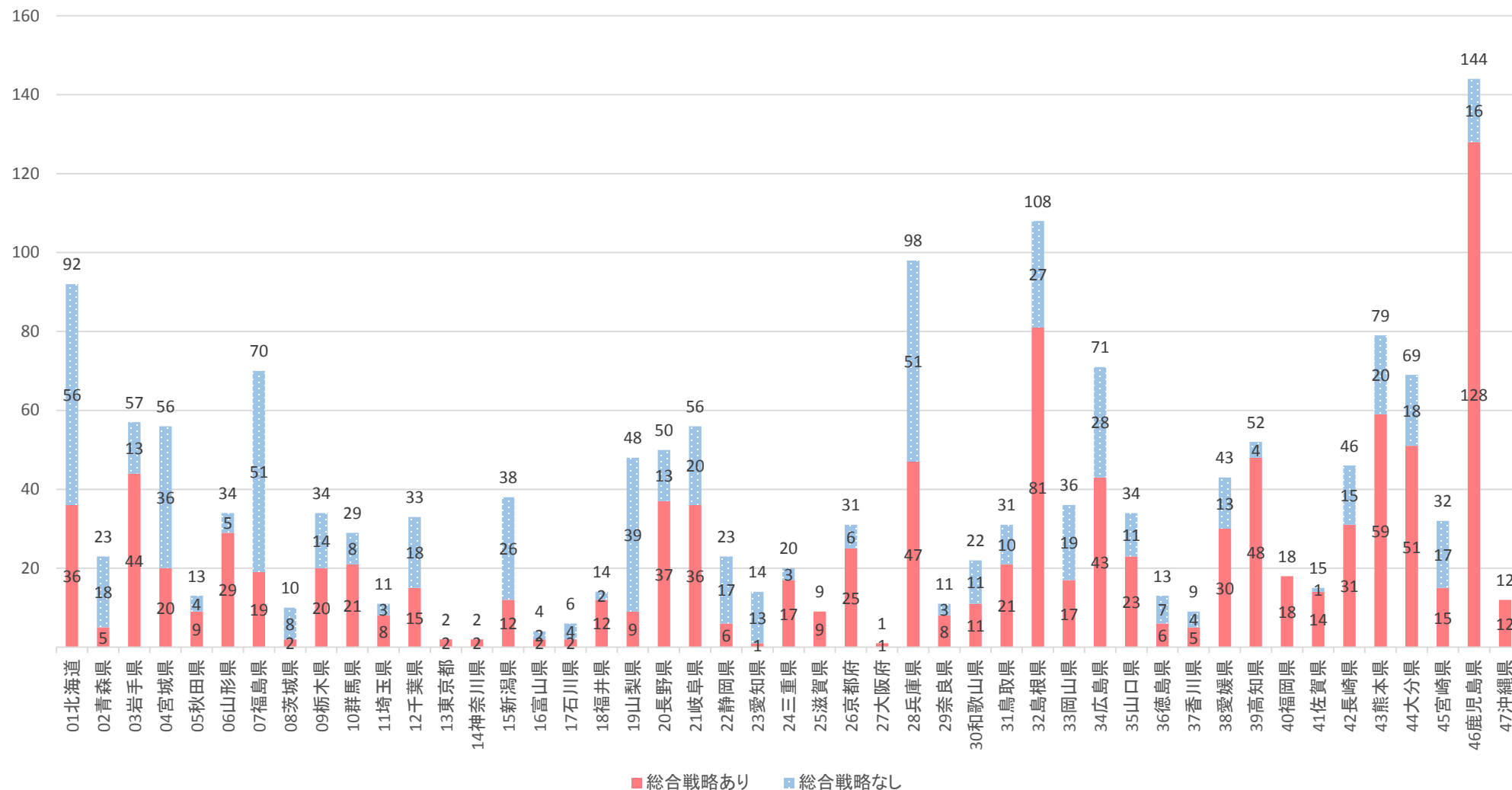
※3 都市部のみで小さな拠点の形成が考えられない市町村も含む

2. (1) 回答市町村数の都道府県別の内訳



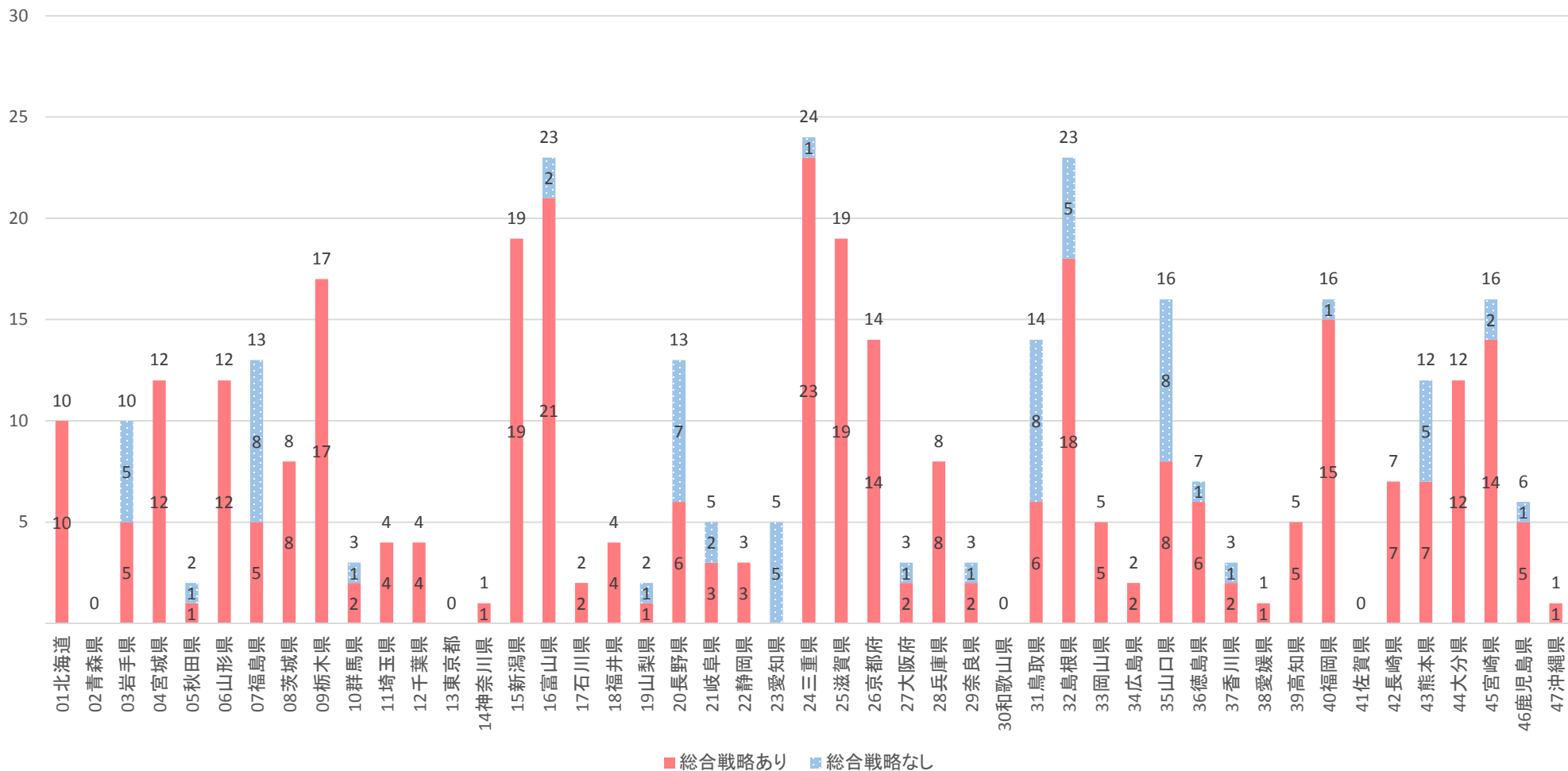
2. (2) 現在形成されている小さな拠点数

- 現在形成されている小さな拠点は、
市町村版総合戦略に位置付けのある箇所数：1,069か所（307市町村）
市町村版総合戦略に位置付けのない箇所数：654か所（189市町村）



2. (3) 今後、形成が予定されている小さな拠点数

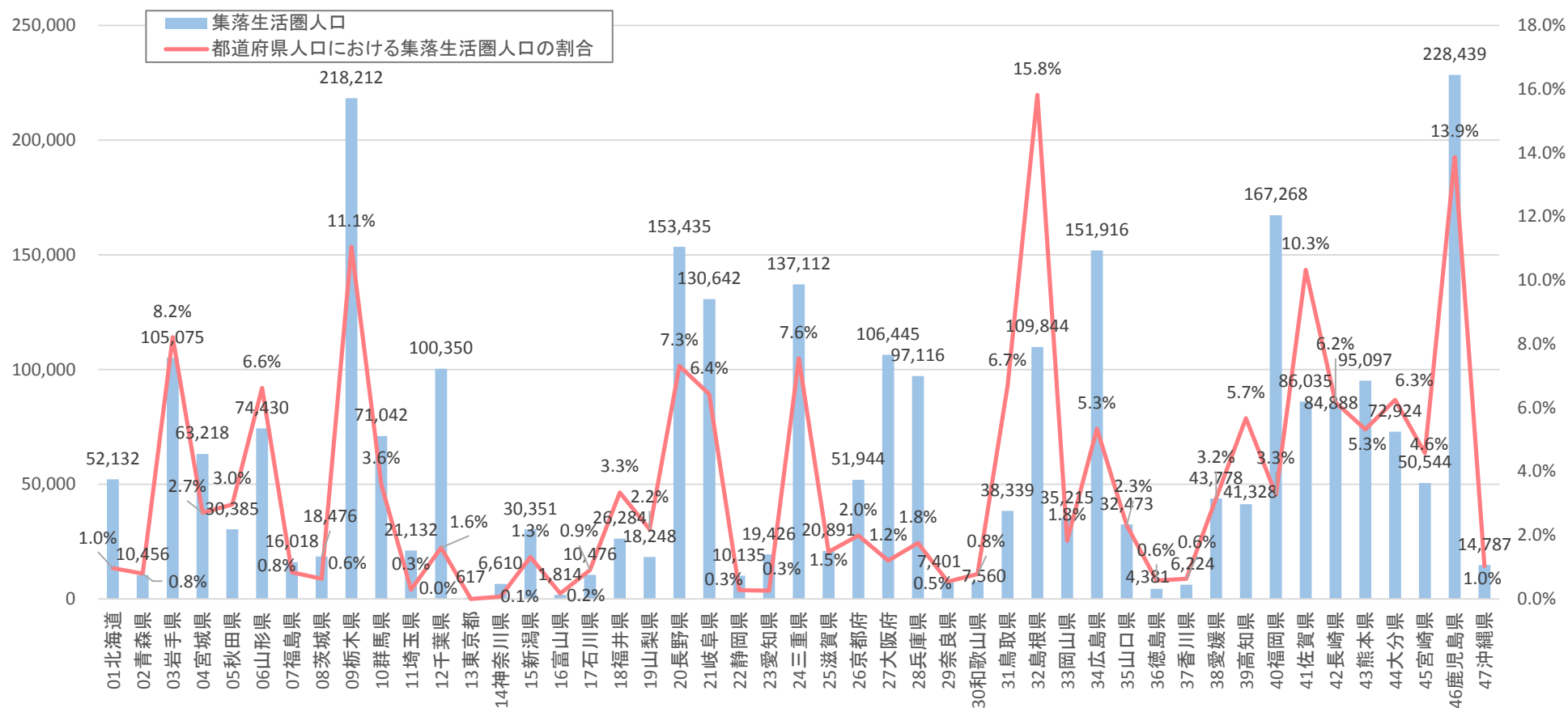
- 今後、形成が予定されている小さな拠点は、
市町村版総合戦略に位置付けのある箇所数：322か所（93市町村）
市町村版総合戦略に位置付けのない箇所数：67か所（29市町村）



2. (4) 小さな拠点の集落生活圏人口、集落数、人口カバー率

- 小さな拠点の集落生活圏人口（小さな拠点が対象としている日常生活圏に暮らしている人口）は、全国で合計2,880,913人。1箇所あたりの集落生活圏人口は、全国平均2,695人
- 小さな拠点の集落数は、全国で合計16,580集落。1箇所あたりの集落数は、全国平均15.5集落
- 都道府県人口のうち約2.3%が、小さな拠点が対象としている日常生活圏で暮らしている
（市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1069箇所について調査。日本全国及び各都道府県人口は平成27年国勢調査を参照）

都道府県別の集落生活圏人口の合計、都道府県人口における集落生活圏人口の割合（人口カバー率）



2. (5) 現在形成されている小さな拠点における各調査項目の結果

2. (5) - ① 法律上の地域区分

	総合戦略あり		総合戦略なし		※複数回答
①市街化調整区域	64	(6%)	48	(7%)	64 48
②非線引き都市計画区域の用途地域指定区域	130	(12%)	57	(9%)	130 57
③非線引き都市計画区域の用途地域非指定区域	294	(28%)	190	(29%)	294 190
④農業振興地域	786	(74%)	472	(72%)	786 472

2. (5) - ② 対象範囲

	総合戦略あり		総合戦略なし		※複数回答
①中学校区より広い	25	(2%)	28	(4%)	25 28
②中学校区	131	(12%)	159	(24%)	131 159
③旧中学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア)	22	(2%)	13	(2%)	22 13
④小学校区	363	(34%)	221	(34%)	363 221
⑤旧小学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア)	270	(25%)	81	(12%)	270 81
⑥小学校区(又は旧小学校区)より狭い	133	(12%)	120	(18%)	133 120
⑦中学校区(上記②)及び小学校区(上記④)と概ね一致	20	(2%)	5	(1%)	20 5
⑧その他	105	(10%)	27	(4%)	105 27
合 計	1,069	(100%)	654	(100%)	

2. (5) - ③ 地域再生計画への位置付け

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①位置付けあり	210	(20%)	0	(0%)	210
②今後、策定予定	86	(8%)	10	(2%)	86 10
③なし	761	(72%)	626	(98%)	761 626
合 計	1,057	(100%)	636	(100%)	

2. (5) - ③ - ア 地域再生計画において位置付けた特例措置

※ 2. (5) - ③ 地域再生計画への位置付け 「①位置付けあり」の内訳

	総合戦略あり		
①地方創生交付金の活用	190	(90%)	190
②地域再生土地利用計画の策定	0	(0%)	
③自家用有償旅客運送者による少量貨物輸送の活用	0	(0%)	
④小さな拠点税制の活用	2	(1%)	2
⑤その他	18	(9%)	18
合 計	210	(100%)	

2. (5) - ④ 主な施設

	総合戦略 あり		総合戦略 なし		※複数回答
a 市役所・町村役場の本庁	107	(10%)	74	(11%)	107 74
b 市役所・町村役場の支所・出張所、行政窓口	429	(40%)	359	(55%)	429 359
c 公民館(分館も含む)	633	(59%)	408	(62%)	633 408
d 地域交流センター等地区住民の活動拠点施設	686	(64%)	374	(57%)	686 374
e 郵便局(簡易郵便局含む)	887	(83%)	543	(83%)	887 543
f 農協	474	(44%)	374	(57%)	474 374
g 銀行、信用金庫等金融機関(郵便局、農協除く)	294	(28%)	186	(28%)	294 186
h ATM(郵便局や農協等の施設に併設している場合も含む)	686	(64%)	459	(70%)	686 459
I 保育所・幼稚園(認定こども園も含む)	668	(62%)	429	(66%)	668 429
j 小学校	688	(64%)	456	(70%)	688 456
k 中学校	397	(37%)	316	(48%)	397 316
l 高等学校	116	(11%)	76	(12%)	116 76
m 運動施設(運動場、体育館等)、公園、広場	781	(73%)	453	(69%)	781 453
n 医療施設(病院、診療所等)	604	(57%)	435	(67%)	604 435
o 高齢者福祉施設、地域包括支援センター	582	(54%)	382	(58%)	582 382
p ガソリンスタンド	611	(57%)	422	(65%)	611 422
q 食料品・日用品販売店(スーパー、コンビニ、個人商店等)	868	(81%)	540	(83%)	868 540
r 飲食店(食堂、レストラン、喫茶店等)	776	(73%)	468	(72%)	776 468
s 道の駅	133	(12%)	93	(14%)	133 93
t 物産・観光施設(道の駅以外)	426	(40%)	257	(39%)	426 257
u 宿泊施設	469	(44%)	320	(49%)	469 320
v 鉄道駅	225	(21%)	156	(24%)	225 156
w バス停留所	968	(91%)	568	(87%)	968 568
x その他	74	(7%)	49	(7%)	74 49

2. (5) - ⑤ 都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通機関の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①あり	1,031	(97%)	607	(93%)	
②なし(今後開設予定)	6	(1%)	1	(0%)	
③なし(予定もなし)	28	(3%)	42	(6%)	
合計	1,065	(100%)	650	(100%)	

2. (5) - ⑤ - ア 交通機関の種類

※ 2. (5) - ⑤ 都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通機関の有無 「①あり」の内訳

	総合戦略あり		総合戦略なし		※複数回答
a 鉄道・軌道	186	(18%)	141	(23%)	
b 民営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	593	(58%)	411	(68%)	
c 公営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	391	(38%)	153	(25%)	
d 乗合タクシー	238	(23%)	129	(21%)	
e 自家用有償旅客運送(市町村主体)	59	(6%)	41	(7%)	
f 自家用有償旅客運送(地域住民・地域運営組織等主体)	26	(3%)	11	(2%)	
g 地域住民による無償運送	7	(1%)	2	(0%)	
h その他・備考	28	(3%)	20	(3%)	
合計	1,031	(100%)	607	(100%)	

2. (5) - ⑥ 小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通機関の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①あり	887	(83%)	562	(86%)	
②なし(今後開設予定)	28	(3%)	7	(1%)	
③なし(予定もなし)	153	(14%)	83	(13%)	
合 計	1,068	(100%)	652	(100%)	

2. (5) - ⑥ - ア 交通機関の種類

※ 2. (5) - ⑥ 小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通機関の有無 「①あり」の内訳

	総合戦略あり		総合戦略なし		※複数回答
a 鉄道・軌道	59	(7%)	49	(9%)	
b 民営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	422	(48%)	261	(46%)	
c 公営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	367	(41%)	206	(37%)	
d 乗合タクシー	234	(26%)	158	(28%)	
e 自家用有償旅客運送(市町村主体)	75	(8%)	58	(10%)	
f 自家用有償旅客運送(地域住民・地域運営組織等主体)	34	(4%)	16	(3%)	
g 地域住民による無償運送	7	(1%)	2	(0%)	
h その他・備考	28	(3%)	20	(4%)	
合 計	887	(100%)	562	(100%)	

2. (5) - ⑦ 交通結節機能の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		
	数	割合	数	割合	
①小さな拠点における乗継ぎあり (乗継ぎ施設あり)	194	(18%)	186	(29%)	
②小さな拠点における乗継ぎあり (乗継ぎ施設なし)	210	(20%)	125	(19%)	
③小さな拠点における乗継ぎなし	650	(62%)	331	(52%)	
合 計	1,054	(100%)	642	(100%)	

2. (5) - ⑧ 小さな拠点を含む地域公共交通網形成計画の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		
	数	割合	数	割合	
①作成済	509	(48%)	274	(42%)	
②作成なし(予定あり)	185	(17%)	97	(15%)	
③作成なし(予定なし)	368	(35%)	277	(43%)	
合 計	1,062	(100%)	648	(100%)	

2. (5) - ⑨ 地域運営組織の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①あり(複数)	31	(3%)	29	(4%)	31 29
②あり(単独)	867	(81%)	349	(53%)	867 349
③なし	171	(16%)	276	(42%)	171 276
合 計	1,069	(100%)	654	(100%)	

2. (5) - ⑨ - ア 地域運営組織の主な法人格

※ 2. (5) - ⑨ 地域運営組織の有無 「①あり(複数)」、「②あり(単独)」の内訳

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①法人格のない任意団体	853	(85%)	367	(88%)	853 367
②NPO法人(認定NPO除く)	31	(3%)	25	(6%)	31 25
③認定NPO法人	4	(0%)	2	(0%)	4 2
④一般社団法人	16	(2%)	2	(0%)	16 2
⑤公益社団法人	0	(0%)	0	(0%)	0
⑥認可地縁団体(地方自治法に基づく)	80	(8%)	14	(3%)	80 14
⑦社会福祉法人	5	(0%)	0	(0%)	5
⑧株式会社	15	(1%)	1	(0%)	15 1
⑨合同会社	1	(0%)	0	(0%)	1
⑩その他の法人格	2	(0%)	7	(2%)	2 7
合 計	1,007	(100%)	418	(100%)	

(参考1) 本調査における「小さな拠点」の定義 (概念)

本調査の実施にあたっては、調査対象とする小さな拠点について、以下の定義 (概念) を示した上で市町村に調査を行っており、回答した市町村の状況に応じて、各小さな拠点に立地する施設や交通ネットワークの有無等の施設や機能にはばらつきがあることに留意が必要です。

●本調査の対象とする小さな拠点

「小さな拠点」については、明確な定義はありませんが、本調査においては、以下の概念に該当する施設や場所 (地区・エリア) を調査対象とします。必ずしも「小さな拠点」として明確に位置付けを与えていない場合でも、「小さな拠点」の概念に該当する場合は、本調査の対象とします。

【本調査の対象とする「小さな拠点」】

市街化区域を除く、中山間地域等において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能 (医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等) やコミュニティ機能を維持・確保するため、旧町村の区域や小学校区等の集落生活圏[※]において、生活サービス機能や地域活動の拠点施設が一定程度集積・確保している施設や場所・地区・エリア

※集落生活圏：単一又は複数の集落及び周辺農用地等で構成された自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成している圏域。なお、基本的に、集落生活圏に一つの「小さな拠点」となります。

【調査対象とする小さな拠点の具体イメージ】

本調査の対象とする「小さな拠点」については、例えば、以下のような地区や施設です。あくまで例示ですので、これ以外の場合も上記の概念に該当すれば、本調査の対象として下さい。

・旧町役場周辺に、旧役場庁舎を活用した支所や地域交流センター、小学校、郵便局、商店、バス停等が歩いて回れる程度の範囲に従来から集積しており、引き続き、地域 (集落生活圏) の中心拠点として機能している地区 (エリア) 【従来から機能・施設が集積しているエリア】

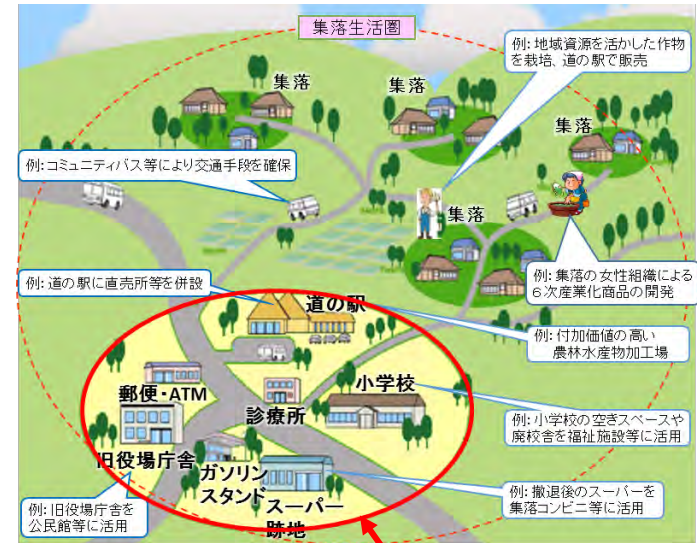
・廃校となった小学校校舎を活用し、旧校舎を改修して、地域住民の活動拠点センターや小規模売店を新たに設置するとともに、近隣にあった老朽化した診療所や老人福祉センターを移設集約した施設【既存施設を活用し、機能を集約した施設】

・新たに道の駅を整備し、道の駅を中心施設として、今後、地域内の生活機能や交流機能の拠点として整備を図っていく地区 (エリア) 【新規に整備するエリア】

※必ずしも新規に施設を整備する場合や施設を移転・集約する場合を対象とするものではなく、従来からある集落の中心機能を維持していくことも小さな拠点の対象となります。また、「小さな拠点」という名称を使用している必要はありませんので、本調査で示している小さな拠点の概念に該当する場合は、幅広く調査への回答をご検討下さい。

※本調査の対象とする小さな拠点は、中山間地域や農村部を主に対象と考えており、明確な定義はありませんが、特に都市部や市街地 (都市計画法の市街化区域) における機能が集積しているエリアや施設は対象としません。

〔小さな拠点の概念図〕



小さな拠点

(参考2) 前回調査：「平成29年度小さな拠点の形成に関する実態調査」概要

- 調査主体：内閣府地方創生推進事務局
- 調査時期：平成29年5月末時点における状況として、5月23日～6月14日にかけて調査
- 調査対象：全市町村
- 調査方法：都道府県を經由して、市町村に対して、市町村内の小さな拠点の形成状況等について調査。調査票をメールで送付し、都道府県においてとりまとめの上、メールで回収
- 調査項目：市町村における小さな拠点の形成数、今後の形成予定数
各小さな拠点の地区名、住所、人口、集落数、対象範囲、地域区分、地域再生計画や市町村版総合戦略への位置付け、主な拠点施設、交通ネットワーク、地域運営組織の有無、ホームページ等

【調査結果の概要】

- 回答のあった市町村のうち、**約24%の市町村にあたる424市町村**において、小さな拠点が既に形成されている
- そのうち、**市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は、258市町村（15%）**
- 市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点の形成数は、全国で**908箇所**

【市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点908箇所の概要】

- 対象とする集落生活圏の範囲は、**小学校区や旧小学校区が多い**（それぞれ全体の約30%）
- 19%にあたる172箇所で地域再生計画に位置付けて、主に地方創生交付金を活用し、取組を推進
- 立地する主な施設は、バス停留所、郵便局、食料品・日用品販売店、運動施設等、飲食店、小学校の順に多い
- **都市部との公共交通は93%の箇所で形成**されており、**周辺集落との交通は78%の箇所で形成**されている
- 都市部との交通は民営路線バスが最も多い、一方で、周辺部との交通は公営路線バスが最も多い
- **83%の箇所で地域運営組織が形成**され、小さな拠点を含む集落生活圏の課題解決に取り組む